

平成24年度 自己点検・評価の内容

4年制博士課程を設置する各大学は、平成24年度は以下の点について、自己点検・評価を行い、その内容を次ページ以下の様式により、8月31日までにホームページで公表するとともに、そのURLを薬学系人材養成の在り方に関する検討会へ報告するものとする。

作成に当たっては、理念とアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの一貫性に留意すること。

- 理念とミッション
- アドミッションポリシー
- 受験資格
- 入学者選抜の方法
- 入学者数(平成24年度)
- カリキュラムポリシー
- カリキュラムの内容
 - ・ シラバス
 - ・ 教育課程等の概要(別紙様式第2号)
 - ・ 履修モデル
- 医療提供施設との連携体制
- 学位審査体制・修了要件
- ディプロマポリシー
 - ・ 養成する人材像

自己点検・評価 様式

大学名	東北大学
研究科・専攻名	薬学研究科医療薬学専攻
入学定員	4名

○ 理念とミッション

医薬品の適正使用と薬物医療等に関する研究や開発を推進することのできる自立した医療薬学の研究者及び技術者を養成することを通じて、我が国及び国際社会の福祉と発展に寄与することを教育および研究の理念とする。この理念を実現するために、薬物医療に関する高度で先端的な知識と技術を教授し、それを研究開発に応用できる能力を培うことを教育研究上の目標とする。

- ・ 理念とミッションが薬学系人材養成の在り方に関する検討会から提言されている「医療の現場における臨床的な課題を対象とする研究領域を中心とした高度な専門性や優れた研究能力を有する薬剤師などの養成に重点をおいた臨床薬学・医療薬学に関する教育研究を行う」という4年制博士課程の主たる目的に照らし合わせ、相応しいものとなっているか自己点検・評価すること
- ・ 以下についてはこれらを留意して記載すること

○ アドミッションポリシー

薬学や医学などの6年制学科を卒業した者、関連する分野の大学院博士前期課程又は修士課程等を修了し修士の学位を有している者、又はこれと同等以上の学力を有する者で、医療薬学に関する総合的な教育と研究を通して、医療薬学の自立した研究者及び技術者を目指す者を求める。また、腫瘍専門薬剤師養成コースにおいては、すでに薬剤師免許を所持している者で、将来がん専門薬剤師となることを目指すものを求める。また、社会人（薬剤師）として入学を希望する者、さらに外国の大学で修士に相当する学位を取得した者の入学も想定する。

- ・ 学部教育と大学院との連続性についても記載すること

ホームページのリンク先

<http://www.pharm.tohoku.ac.jp/entrance/admission-policy.shtml>

○ 受験資格

一般的な受験資格である6年制薬学部を卒業した者(卒業見込みを含む)及び旧薬学教育課程の修士課程を修了した者で薬剤師免許を有している者を除き、貴学の受験資格について該当するものに○を付すこと

(複数回答可)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①. 6年制課程(医学部、歯学部、獣医学の学部)を卒業した者②. 外国において学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学または獣医学)を修了した者③. 修士課程を修了した者(薬科学)④. 薬学以外の修士課程を修了した者⑤. 旧薬学教育課程の学部を卒業した者(学力認定※)⑥. その他(学力認定) ※ 大学院において、個別の入学資格審査により、6年制の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの |
|--|

- ・ 4. の場合は、どのような人材を養成するのかについて下記に記載すること
- ・ 薬剤師免許を有していない者について、どのような人材を養成するかについても同様に下記に記載すること
- ・ 5. 6. について、学力認定を行う場合、その審査基準(具体的に求める研究歴や職務経験年数等について)を下記に記載すること

<p>薬学以外の修士課程を修了した後に入学した者および薬剤師免許を有していない者については、公共研究機関や企業などにおいて医療薬学の研究開発や他の業務に携わる人材を養成することを念頭に置いている。</p>
--

<p>上記5および6に該当する者が薬科学または他の修士課程修了に相当する研究歴または職務経験を有するか否かを、受験資格認定の審査基準とする。</p>
--

○ 入学者選抜の方法

<p>入学者選抜方法は一般選抜、社会人特別選抜及び外国人特別選抜とし、学力試験(英語、専門科目)、面接試験及び提出書類により総合的に合否を判定する。一般選抜は英語と専門科目を課し、専攻に見合った基礎学力があるか否かにより合否を判定する。社会人特別選抜は、志望理由・研究計画の発表及び面接試問の結果を総合して合否を判定する。外国人特別選抜は、英語、専門科目及び面接試問によって合否を判定する。多様な背景を有する学生を積極的に受け入れることが有効であり、薬学系分野以外の出身者に対しても門戸を解放する。このため、学力試験の出題にあたっては薬学の専門領域のみによらず広範囲な関連知識を問うものとする。</p>

- ・ 試験内容を記載するとともに、受験資格に合わせた実効性のある入学者選抜の工夫について自己点検・評価すること

- 入学者数(平成24年度) 5名
(内訳:6年制学部卒業生5名、社会人0名、薬学部以外の卒業生0名)

- カリキュラムポリシー

必修の講義科目を低学年次に開講して、以降の教育研究の基盤となる医療薬学に関する知識を教授する。また、演習科目を選択必修として多数開講し、高度な専門知識と実践的な研究の能力を体系的に修得させる教育プログラムを策定する。さらに、在学する全期間を通じて学生が研究課題に基づいて自ら実験研究を行う科目(「医療薬学特別研究」又は「医療薬学課題研究DC」)を必修として、研究者及び技術者としての自立を促す。

薬学系以外からの入学者に対しては、入学以前から、学修に適切な教材の紹介や学習法について教員が助言するなどして、入学後の早期に医療薬学の研究に必要な基本知識を修得するように配慮する。また、専攻する分野以外の教員が担当する特別演習を低年次(1年次及び2年次)に履修することを推奨する。このほか、外国の大学出身者に対しては、単位履修方法や学位申請に至る過程等について、英語を併用するなどして特に丁寧な説明を行う。

- ・ 薬学部出身者以外の卒業生についても記載すること

ホームページのリンク先

<http://www.pharm.tohoku.ac.jp/education/curriculum-policy.shtml>

- カリキュラムの内容

1年次及び2年次に講義科目「医療薬学特別講義Ⅰ」及び「医療薬学特別講義Ⅱ」を開講し必修科目とし、代表的な疾病構造と医療薬学の関連及び最新の診断及び治療法、医療薬学のあり方など医療薬学に関する広範で基盤的な知識を教授する。同時に、臨床の場に密着した先端的研究に立脚した演習科目「特別演習」を選択必修科目として多数開講する。演習形式による高度な実践的教育を行い、知識や技術を実際の研究に効果的に適用する方法を修得させる。また、1～4年次を実験科目「医療薬学特別研究」の履修に充て、学位論文作成の基礎となる実験研究を行う過程を通じて自立した研究者及び技術者を養成するための教育を行う。博士論文のテーマを以下に例示する:「高度に縮環した含窒素多環状天然物の合成研究」、「新規リゾリン脂質メディエーターリゾホスファチジルセリンの高感度検出系の開発とその応用」、「HDAC 阻害薬誘発性高血糖の機序解明とリスク因子同定による個別化予防に向けた研究」、「Thymic stromal lymphopoietin の産生制御機構およびそのバイオマーカーとしての有用性について」、「本態性高血圧患者における降圧薬の薬効評価および小児の家庭血圧について」

「腫瘍専門薬剤師養成コース」においては、1～2年次の必修科目「医療薬学特別講義Ⅰ」、「医療薬学特別講義Ⅱ」及び「がん専門薬剤師系統講義」を含めて、がんの薬物治療に関する講義科目を低学年次に履修させて専門知識を修得させる。また、臨床の場に密着した演習科目(「がん薬物療法学演習」)を開講して実践的教育を行い、知識や技術を研究の場において適用する方法を修

得させる。1～4年次に履修する実験科目（「医療薬学課題研究DC」）を通じて、学位論文作成の基礎となる実験研究を行う。また、「がん専門薬剤師実習」を開講し、実践的技術を修得させる

- ・ カリキュラムの内容が設置の理念を達成するものとしてふさわしいかについて記載すること
 - ・ 設置されている授業科目が博士課程で扱う内容としてふさわしいものであるかについて自己点検・評価すること
 - ・ 博士論文の研究テーマ(予定)についても明示すること
 - ・ 別途シラバス及び教育課程等の概要(別紙様式第2号)を添付すること
 - ・ 履修モデルを添付すること
- 博士論文の研究を推進するために医療提供施設との連携体制をどのようにとるか(予定を含む)について以下に記載すること

東北大学病院との研究交流の成果を授業科目の一部に取り入れるなどして、医療の場に根ざした実践的な教育を行う。講義科目では、大学病院や医学系研究科における多くの臨床事例が教授されている。また、実験科目や演習科目には大学病院各科における実施も多く設定されている。これらの研究交流を保障するために、専攻を構成する4分野（臨床薬学分野、がん化学療法薬学分野、生活習慣病治療薬学分野、病態分子薬学分野）及び1講座（医薬開発構想寄附講座）は東北大学病院が所在する本学医学系研究科構内に研究室を設置している。なお、臨床薬学分野及び医薬開発構想寄附講座の教授と准教授は本学大学病院に診療と研究の場を保有する医師である。また、病態分子薬学分野の教授と准教授及び医療薬学教育研究センターの准教授は、本学大学病院薬剤部の薬剤師である。したがって、開講される授業科目の多くは大学病院との密接な連携のもとに実施されている。

○ 学位審査体制・修了要件

本研究科の専任教員のうちから審査委員（主査1名、副査2名）を選出し、博士論文の予備審査、本審査、及び最終試験を実施する。なお、「学位論文の内容に相当する原著論文が本審査時までピアレビュー制度のある学術雑誌に掲載されているか、掲載が決定していること」を学位審査要件としている。審査委員のうち、主査は学生の指導教員以外の教授をもって充て、2名の副査のうち1名は教授とし研究科長が本研究科担当教員のうちから指名する。必要がある場合には、本研究科以外の本学大学院研究科を担当する教員を審査委員として加えることができる。

- ・ 英文学術雑誌(ピア・レビューあり)などに掲載(予定も含む)されていることを条件とするなどの学位審査要件についても記載すること

○ ディプロマポリシー

本専攻に4年以上在学し、専門科目を合わせて32単位以上(医療薬学特別講義Ⅰ及びⅡ4単位、医療薬学特別研究20単位を含む)を修得し、必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格し、自立して医療薬学の研究を推進することができるものと判定されることを修了要件とする。腫瘍専門薬剤師養成コースは、専門科目を合わせて35単位以上(医療薬学特別講義Ⅰ及びⅡ4単位、がん専門薬剤師系統講義4単位、がん薬物療法学演習4単位、がん専門薬剤師実習5単位、医療薬学課題研究DC10単位を含む)を修得し、必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格し、腫瘍専門薬剤師として業務に従事できると判定されることを修了要件とする。ただし、特に優れた研究業績を上げたと研究科委員会において認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。薬学部以外の出身者についても同様である。この過程を通じて、医療薬学に関する広範囲な知識と技術を有し、新しい研究開発を推進できる自立した研究者及び技術者を養成する。

○

- ・ 薬学部出身者以外の卒業生についても記載すること
- ・ 養成する人材像を具体的に記載すること

ホームページのリンク先

<http://www.pharm.tohoku.ac.jp/career/career-d.shtml>